

差押えに関する 保護規定の主張を



「徴収に必要な財産以外の差押」や「無益な差押」は禁止されています(国税徴収法48条)。差押財産の選択は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」しなければなりません(国税徴収法基本通達47-17)。